

周南市燃料電池自動車普及促進補助金

この補助金は、市内の燃料電池車の普及促進を通じて、水素エネルギーを活用した水素先進都市の実現を図ることを目的とする。

補助対象者

1. 市内に住所、事務所若しくは事業所を有する個人又は法人
2. (1)の個人又は法人と補助金の交付対象となる燃料電池自動車に係るリース契約等を締結したリース業者

補助対象車種

1. 当該年度の3月25日までに新規購入、新車登録された燃料電池自動車であること。
2. 主として市内を走行する車両であること。

補助金額 ※(一社)次世代自動車振興センターが定める補助金交付額の変更により、補助金額が変わる可能性があります。

1 台当たり定額 50 万円に 50 万円又は(一社)次世代自動車振興センターが「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金業務実施細則」に定める当該車両に係る補助金交付額に4分の1を乗じて得た額のいずれか低い額を加算した額(毎年度、予算の範囲内において補助)とする。

申請手続

順序	必要な手続き	市からの通知	備考
①	交付申請 →	交付決定	<u>契約・購入前に申請</u> 当該年度の2月28日までに提出
②	実績報告 →	補助額の確定	<u>契約・購入後に申請</u> 当該年度の3月25日までに提出
③	補助金請求 →	補助金支払	—

提出書類 ※_____は写しを添付

①：交付申請

(全補助対象者) 誓約書、同意書、補助金交付申請書、市税の滞納のない証明書、見積書

(法人) 周南市内に事務所を有することを証する書類(所在証明書)

(個人事業者) 前年分の確定申告書B ほか

②：実績報告

(全補助対象者) 事業実績報告書、請求書または契約書、領収書、自動車車検証

(リース事業者) 購入車両に係るリース契約書、リース料金の算定根拠を示す書類

③：補助金請求

(全補助対象者) 補助金請求書

財産処分の制限

- この補助金の交付により取得した財産は、取得から4年間は交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付、廃棄又は担保に供してはならない。

【お問合せ】 商工振興課 コンビナート脱炭素推進室 TEL：0834-22-8837